

全国における議会改革議論の概要と本県の議会改革の現状の整理

三重県議会基本条例第3条に定める基本方針の項目に沿って整理。なお、各種提案のうちH18地方自治法改正により対応済のものは掲載を省略。

<参考>第29次地方制度調査会答申(2009) → 「地」

都道府県議会制度研究会報告(2005、2006、2007) *全国都道府県議会議長会 → 「県」

都市行政問題研究会(2006) *全国市議会議長会 → 「市」

第2次地方(町村)議会活性化研究会(2006) *全国町村議会議長会 → 「町」

自治体議会改革フォーラム「わたしたちがめざす改革目標10の提案」(2007) → 「フ」

○：提言・提案内容

△：今後の検討課題

■は事務局において法改正が必要と考えたもの

1. 開かれた議会運営の実現

議会活動を県民に対して説明する責務を有することにかんがみ、積極的に情報の公開を諮るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。

(1) 住民に分かりやすい議会運営の推進

全国での議会改革議論の概要		三重県における議会改革の現状(法改正の状況)
フ	○ 積極的に情報を公開し透明性のある議会(委員会等の公開、インターネットによる動画記録の蓄積配信、提案議案の早期公開、議案に対する議員の賛否情報の公開、議会報告会・意見聴取の場等) ・市民との対話の場(議会の政策的立場や意思決定内容を説明する「議会報告会」、議題を設定した「意見交換会」、テーマを設けず定期的に開催する「懇談会」等) ・週末・休日議会(会社員層など住民が傍聴しやすい状況の整備)	○本会議のテレビ中継、インターネット中継、本会議会議録の公開 ○委員会の公開、テレビ・インターネット中継・録画配信、委員会会議録の公開、県内外調査概要のホームページ上の公表 ○議長定例記者会見の実施(月1回実施、ネット中継・録画配信、会見録公表) ○代表者会議・全員協議会・議案聴取会・委員長会議・広聴広報会議の公開 ○議案等に対する賛否状況の公表(ホームページ上) ○正副議長の選出に当たり議場で立候補者の所信表明を公開で開催し、翌日に投票
フ	○ 市民に分かりやすい議会(傍聴者に議員と同じ議案資料を配付、議案の事前公開等)	○文書の公開(平成9年10月1日から三重県情報公開条例の実施機関) ○三重県議会ホームページの開設・更新
地	○ 議会活動の透明性 ・実質的に議会機能を高めていくため、議会が住民の意思を十分に反映し、充実した審議を行うことが重要。 ・議会活動について、委員会等の活動も含め、住民に分かりやすいような形で情報公開に努めるべきではないか。(議案に対する議員の賛否等の議論の経過や議案の情報をインターネット等を活用して公開)	○分かりやすい「議会運営用語解説(100語)」の作成、配付 ○「わたしたちの県議会」DVDの制作、放映等 ○「みえ県議会出前講座」の実施(広聴広報会議の委員が説明し質疑応答)

(2) 住民が参加しやすい議会運営の推進（その1）

		全国での議会改革議論の概要	三重県における議会改革の現状(法改正の状況)
フ	○	<p>市民も参加できる開かれた議会</p> <p>公聴会・参考人招致等の手法の積極的な活用など市民が直接発言できる機会の保障</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の提案説明（請願代表者が直接議員に説明できる機会の保障） ・傍聴者の発言 ・市民提案の取扱（市民から議会に提出された提案・意見の議員間共有） 	<p>○政策提案制度・・・県民から直接議会に政策提言ができるシステム（平成12年3月～）。県民からの提案内容は全議員で共有。</p> <p>○議会が県民と直接ふれ合い意見交換等ができる場の設定。（H10女性議会、H10中高生と県議会議員の語る会、H12ふるさと三重を共に創る県政テレビトーク）</p> <p>○議長の県民ふれあいトーク・・・平成15年8～11月</p>
市	○	<p>住民の意見を積極的に聴取すること。</p> <p>委員会に複数の住民の参加を求め、特定の政策課題について自由に意見を述べる機会を持ち、議員と住民との間で問題点や課題について議論するなど</p>	<p>○三重県議会県民ミーティング・・・平成17年度に計3回実施し、「人口減少社会をどう切り拓くか」という提言書を取りまとめ、最終的に知事へ提言。</p> <p>○傍聴規則の見直し・・・傍聴席での写真、ビデオ撮影、録音等を解禁、児童・乳幼児の傍聴を解禁</p>
町	○	<p>議会が地域の多様化する住民の意思を反映させ、討論を通じて自治体の統一的意思にまで高めることができるよう、議員は住民と不断に接触する機会を増やし、そこから汲み上げた意見や要望を自治体全体の利益を体現する議案として取りまとめ、議会に提出する努力を強める必要がある。</p>	<p>○傍聴席での手話通訳</p> <p>○議事堂のバリアフリー対策 等</p>
県	△	<p>委員会審査への住民参加を促進する方途を講ずる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考人等とは別に、住民に行政の問題点などに対して委員会で意見を発表する機会を設ける。 ・専門家を委員会審査に参加させることを検討すべき。 	<p>○県議会だよりを活用した各特別委員会の所管事項についての県民からの意見募集(H20ー地域間格差、ソーシャルビジネス、救急医療、食料自給、H21ー地域経済活性化、地域雇用)</p>
県	△	<p>公聴会、参考人制度をより活用する方途を講ずる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公述人、参考人の質疑を認め、自由討議を行うこととする。 ・参考人制度にも手続きを簡略化した公募制の導入を検討する必要がある。 	<p>○公聴会の開催・・・県民の利害に係わる重要な案件の審査・調査にあたっては、委員会で必要に応じ県民の意見を聞くための公聴会を開催。（H20-「美し国おこし・三重」三重県基本計画の策定、H21-県立病院改革に関する考え方(基本方針(案))</p>

(2) 住民が参加しやすい議会運営の推進（その2）

		全国での議会改革議論の概要	三重県における議会改革の現状(法改正の状況)
県	○	意見書に対する関係行政庁等の誠実処理を義務付けること 意見書の内容がどのように国の施策に反映されたか、関係行政庁等の対応について、請願法第5条と同様の誠実処理義務規定を自治法に設ける。	
市	○	意見書については、十分な審議を行ったのちに提出すること。	委員会に付託されていることが多い。
県	○	請願について議会及び執行機関の誠実処理義務を明確化すること ・議会は、現地調査や請願者からの願意聴取などを実施し、願意の正確な把握に努める必要がある。 ・請願法(誠実処理義務)や国会法(処理経過報告義務)のように、執行機関の処理責任を制度化すべき。	請願者の参考人招致による意見聴取等に努めている。
市	○	採択請願の処理の経過と結果について、長等に議会への報告を義務付けること。	会議規則第71条で処理の経過及び結果の報告を請求することができる。
県	△	閉会中に受理した請願を議長が委員会に付託できるようにすべき。	本会議の招集回数を年2回にしたことにより実質的に閉会期間が短くなっている
県	△	住民投票 住民意思を議会の審議に反映させる手法の一つであるが、首長の発議による住民投票の実施は、議会の存在とその自由な審議を封ざる恐れがあるため、必要により、条例によりその導入を図っていくことが望ましい。	※未検討

2. 住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進

議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行うこと。

(1) 議決機関としての政策決定の推進

		全国での議会改革議論の概要	三重県における議会改革の現状(法改正の状況)
フ	○	議員同士が責任を持って自由に討議する議会（自由な討議形式等の導入）	○議場を対面演壇方式に変更
フ	○	一問一答で分かりやすい議論をする議会（一問一答方式、再質問、反問権）	○質疑質問方式を従来の一括質問方式に加え一問一答方式を含む分割質問方式も選択できるよう多様化
フ	○	行政となれ合わない議会 執行側の政策検討の場への議員参加を法定のものに限定	○執行機関との緊張感ある関係の構築 ・審議会等の委員に議員が就任することについては、法令や条例等で規定されているもの、及び他府県や市町村と足並みをそろえる必要があるものを除いて辞退。 ・「二元代表制における議会の在り方検討会」の設置(平成17年3月に答申)
市	○	執行機関の附属機関への参画を見直すこと ・法令に定めのあるものを除き、議会は議員が審議会等の委員に就任することを慎むよう要綱の制定又は申し合わせを行う など	
フ	○	議案順序について、住民との権利義務関係を規定する条例を制定した上で、その条例を遂行する内容を含む予算を決定。	
地	○	議会の会期 ……長期間の会期を設定して、その中で必要に応じて会議を開く方式を採用するなど、より弾力的な議会の開催のあり方を促進するよう必要な措置を講じていくべき。この場合、執行機関の職務遂行に支障がでないような対応が必要。	○会期等の見直し ・定例会の招集回数を年2回に改め、年間総会期日数を240日程度に増加。 ・従来、一般質問として行っていた質疑質問を「議案に関する質疑」と「県政に対する質問」とに分離。出席を求める説明員を、審議内容に応じて縮小。 ・常任委員会の開催日数を増やし、議員間討議の時間設定や参考人の招致、公聴会の開催などにより、議案、請願調査事項等の内容に応じた的確な審査、調査を行う。 ・従来、費用弁償の支給対象となっていた委員会協議会、予算決算常任委員会理事会及び議案精読等に係る登庁については支給対象としない。
県	○	閉会中の委員会活動にかかる制約を撤廃すること(常時活動している執行機関の監視や突発的な行政課題等に対応できるよう会期制度について再考)	
市	○	議会が行政課題に柔軟に対応できるよう、閉会中の委員会活動の弾力化を図るよう改善すること。	
市	○	定例会の年間会期日数を増加し審議を充実すること。	
地	△	議会の招集権については、議長の臨時会招集請求権の行使についての運用状況を見つつ、引き続き検討していくべき。	
県	○	委員会への説明員の出席要求を可能にすること(本会議と同様に委員会が必要と認める場合には説明員の出席を求めることができるように規定すべき)	
市	△	特別委員会は、付議事件が審査されている期間に限り設置されるが、付議事件が審査終了しても存続している場合があるため、特別委員会のあり方を見直すべき。	○特別委員会は必要が生じた都度設置し、調査終了後は、速やかに廃止するよう、申合せで取扱を改めた。
			○知事提出議案に対する慎重な審査・審議により、議案を否決・修正 ○条例等の慎重な審議…産業廃棄物税について1年間慎重な議論を実施

(2) 住民代表としての政策の監視・評価の推進（その1）

		全国での議会改革議論の概要	三重県における議会改革の現状(法改正の状況)
県	○	議決権を拡大すること ・自治法第96条第1項の議決事項の制限列举を概括列举に改正する ・同第2項で法定受託事務についても議決事項にできるよう改正する ・契約締結及び財産の取得・処分の議決事件の政令基準をなくし条例で定める	○三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例(平成13年3月) 県の総合的な計画および基本的な計画のうち、計画期間が5年を超えるものについて、議会の議決を要する。 ※H21－議員提出条例に係る検証検討会において検証中
地	○	議決事件の見直し ・自治法第96条第1項第5号及び第8号の議決事件(契約の締結・財産の取得又は処分)の対象について、条例で定めることができる範囲を、現行よりも合理的な範囲内で拡大すべき。 ・法定受託事務も地方公共団体の事務であるため、議決事件として追加できるようにすることが適当。	
市	○	自治法96条第2項を活用し、議決事件を拡大すること。	
県	○	調査権・監視権を強化すること ・公社等に対する監視機能を監査委員の監査と同様に1/4以上出資等のものに拡大	○議会の議決すべき事件以外の透明性を高めるための条例(平成13年3月) ・1/2 出資法人の契約状況の報告を知事が当該法人に求め、議会へ報告する。(予定価格が5億円超のもの) ・1/4 出資法人の契約状況の報告を知事が当該法人に求める努力をし、報告の提出があったときは、議会へ報告する。(同上)
地	○	議会に経営状況の報告を要する法人の範囲の拡大 ・長の調査権の対象及び長が議会に経営状況の報告を要する出資法人等の範囲を、2分の1以上出資法人等に加えて、4分の1以上出資法人等のうち条例で定めるものにまで拡大することとすべき。	
市	○	市が設立・出資した法人への監査権を拡充すること 市が100%出資した法人については、議長の求めに応じ当該設立・出資法人の代表者が会議に出席し、その経営状況について報告しなければならないようにする。	
県	○	決算不認定の場合、首長の対応措置を義務付けすること 議会が当該決算を不認定とする理由の諸点について首長の説明義務を自治法に明文化する。	○決算の不認定 平成7年度以降に一般会計決算を3件、公営企業会計決算を6件不認定とした。
地	○	議会における決算の認定 ・議会が、決算を認定しない場合には、その審議等を通じ、長の予算執行や政策遂行上の問題点等決算を認定しない理由を長や住民に対して明らかにするよう努めるべき。 ・また、長は、議会から指摘された問題点等に関しては、決算の審議において、その原因や善後策等を十分に説明するとともに、決算が認定されなかった場合には、住民に対してもその善後策等を説明するよう努めるべき。	

(2) 住民代表としての政策の監視・評価の推進（その2）

		全国での議会改革議論の概要	三重県における議会改革の現状(法改正の状況)
県	○	<p>予算修正権の制約を緩和するとともに予算の議決科目を拡大すること</p> <p>自治法を改正し議会の予算修正権の制限を廃止、予算議決を「款項」だけでなく具体的な施策(事業)が明示されている「目」まで対象にする。</p>	
市	○	<p>契約、財産の取得・処分の政令基準を見直すこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約金額等については各市の条例で定めるようにする。 ・土地については地域により価格差が大きいことから、面積要件もしくは金額要件のいずれかを満たした場合に議決事項とする。 	
市	○	<p>地方公営企業にかかる極めて高額な契約については、議会が関与できるようにする</p>	<p>○議会の議決すべき事件以外の透明性を高めるための条例(平成13年3月) *5頁参照</p>
			<p>○予算決算常任委員会の設置、改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査を行い、意見、提言を行うとともに、決算審査だけでなく、前年度の政策評価にも関与し、翌年度の県政運営方針につなげる活動を実施。 ・定数は議長を除く全ての議員に改正 <p>○決算審査の早期化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業会計決算の審査を早期化し、議決時期を11月下旬から10月下旬とした ・一般会計・特別会計決算の審査を早期化し、議決時期を12月中旬から11月下旬とした
県	○	<p>収支不能再議、義務費削減の再議を廃止、統合するなど再議制度を改めること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支不能再議を廃止し一般再議に統合 ・義務費削減の再議を廃止し違法再議に統合 ・違法再議にかかる争訟制度上の審査申立前置制度を廃止し、議会または首長が直接裁判所に訴えを提起できる制度とする ・一般再議の再議期限を定める自治法第176条第1項の規定を特別再議にも準用 	

(2) 住民代表としての政策の監視・評価の推進（その3）

		全国での議会改革議論の概要	三重県における議会改革の現状(法改正の状況)
市	○	監査請求権を積極的に活用し、少数の議員だけでなく議会全体として監査に関与し、議会機能の強化を図る。	
県	○	調査権・監視権を強化すること ・自治法に議会の監視権についての基本規定を設け明確化 ・地方議会の調査権を国政調査権に準じた法改正を行う	
地	△	議会の実地検査等の監視機能 ・仮に議員選出の監査委員を廃止するのであれば、議会の監視機能を強化するため、実地検査権を付与すべきではないか。 ・議会の意思決定がなされるまでの過程において、少数者の意思をどのように汲み上げ実現していくかについては、各地方議会で様々な運用を工夫していくことが適当である。	
県	○	議会の議決による執行機関への資料請求権を保障すること 自治法に一般的な資料請求を保障する規定を設け、執行機関から拒否された場合は本会議・委員会の議決により提出を義務付けする。	
県	○	専決処分の要件を見直すとともに不承認の場合の首長の対応措置を義務付けすること 議会招集権が議長に付与されるという前提に立ち、災害等の緊急時に対応できるよう、自治法に定める専決処分は、「議長と首長が協議の上、議会を招集する暇がないとき」に改正する。	
			○三重県における補助金等の具体的な在り方等に関する条例(平成15年2月) 知事は補助金等の実績を年次報告として取りまとめ、議会に提出。 議会は必要により、議決により補助金等について評価を行う。

3. 独自の政策提言と政策立案の強化

提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案や政策提言に取り組むこと。

		全国での議会改革議論の概要	三重県における議会改革の現状(法改正の状況)
フ	○	市民と政策をつくる議会 調査検討に際し専門家の知見を積極的に活用、市民と協力して主体的に政策を形成、議会内部に審議会等の組織を設置 等	○議員の基盤活動強化のための取組 政務調査費の交付根拠を明確にして議員にも交付されるよう全国に働きかけ、平成12年自治法の改正につなげた。 ○執行部との協働によるプロジェクトチームの設置 平成15年12月に「東紀州地域経営創造会議」を超党派で設置し、執行部と協働して調査・検討を行い、東紀州地域活性化に向けた中期的視点に立った具体的提言を行った。
県	△	議員同士による審査・調査による政策提案の方策を講ずる必要がある。	○議長の私的諮問機関の設置 ・三重県議会公営企業事業の民営化検討委員会(企業庁関係:H17に11回、病院事業庁関係:H18に11回開催) ・三重県環境保全事業団経営健全化のための調査(平成18年4月～11回開催)
市	○	立法機能の強化をはじめとする政策立案力の向上を図る。 ・政策立案の初期段階から多様な住民の意見をよく聴取し、密度の濃い議論を重ねることにより、地域性、独自性のある条例案の作成が可能となる。 ・住民の意見を求め、必要あるときには附属機関等による調査研究をもとに議員同士が議論、研究して政策の立案につなげる。	○附属機関の設置(議会基本条例第12条) ・議会改革諮問会議(設置条例、平成21年3月25日制定) ○学識者等による調査機関の設置(議会基本条例第13条第1項) ・財政問題調査会(平成20年10月8日第1次答申、平成20年12月2日第2次答申) ○検討会の設置(議会基本条例第14条第1項) *自治法100条の「協議等の場」にはなっていない ・道州制・地方財政制度調査検討会(平成20年3月27日に知事に報告書を要望) ・政策討論会議(平成19年6月29日設置) 喫緊の政策課題について、県民の視点に立った独自の政策立案や政策提言に関する調査を実施。 －新しい県立博物館整備のあり方(平成19年度) ー福祉医療費助成制度の見直し(平成19年度) －財政の健全化(平成20年度) …財政問題調査会から提出された第一次答申の提案内容について調査検討。 ・食の安全・安心の確保に関する条例検討会(平成19～20年度) ・水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決のためのプロジェクト会議(平成19～20年度) ・議員提出条例に係る検証検討会(平成20年度) …社会情勢の変化等を勘案し運用状況を県民の視点で検証 －三重県リサイクル製品利用推進条例 －三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例を選定し調査・検討
市	○	分権時代に求められる議会の役割は、情報公開と住民参加を進め、議会の更なる監視機能と政策立案機能を発揮することにある。	○政策提案から政策立案への転換 ・政策に係る議員提出条例…平成6年から計16本の条例を制定 ・議会の政策立案・政策提言等の向上、議会機能の強化等に関する条例…平成18年に2本の条例を制定
市	○	議会が監視機能とともに政策立案機能を遺憾なく発揮するためには、執行部にまけないほどの政策論争を重ねることが必要。	

4. 分権時代を切り開く交流・連携の推進

地方分権の進展に的確に対応するため、議会改革を推進し、他の自治体の議会との交流及び連携を行うこと。

全国での議会改革議論の概要		三重県における議会改革の現状(法改正の状況)
フ	○ 自治体議会の連合体として議会事務局職員を雇用・育成	<p>○議会改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県議会改革推進会議の設置（平成15年10月）…地方自治法の関係規定の改正等に向けて、宮城県議会との交流を開始。 ・全国自治体議会議会改革推進シンポジウム（平成17年～5回開催） ・議会改革の特区構想（平成16年10月）…三重県議会議会改革推進会議名で、構造改革特区第6次提案募集に応募。 （規制緩和を求めた項目） <ul style="list-style-type: none"> －県議会議長への県議会招集権の付与 －県議会議員の複数常任委員会への所属 －県議会への附属機関の設置 －知事が行う専決処分の見直し ・都道府県議会改革の推進（平成18年6月） 群馬県議会、和歌山県議会及び三重県議会連名で、全国都道府県議会議長会に対し、同議長会が主体となった議会改革推進に係る組織体制の整備について要望。 <p>○他県議会との連携・調査対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紀伊半島三県(三重、奈良、和歌山)議会交流会議（平成20年4月～計3回） ・他府県からの調査対応…他府県議会等からの三重県議会改革にかかる調査。平成12～20年度で計281件。 <p>○県内市町議会議員との連携</p> <p>講演会や意見交換会を開催し、県内市町議会議員との連携を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「分権時代の『三重』を考える県・市町村議会議員の集い」（平成13年1月22日） ・「『分権時代を先導する議会』を実現するための集い」（平成14年2月12日） ・講演会「二元的代表制と今後の議会のあり方」（平成16年2月9日） ・「住民自治セミナー～地方財政を考えよう～」（平成19年1月11日） ・「三重県地方議会交流記念講演会」（平成19年7月11日） ・「三重県自治体議会交流連携会議」（平成20年8月26日、伊賀市・名張市）

5. 事務局による議会サポート体制の充実

		全国での議会改革議論の概要	三重県における議会改革の現状(法改正の状況)
フ	○	行政から独立した事務局をもつ議会 議会独自の職員を雇用・育成、立法法務の専門家の育成・確保	○専門的人材の充実と活用等 ・企画法務課(旧:政務調査課)の設置と政策法務担当の設置 ・衆議院又は参議院法制局への研修派遣と企画法務課への配置
県	△	議長のリーダーシップを強化するため、それを補佐する事務局、特に事務局長の身分、権限を強化する必要がある。	○公共政策大学院等とのインターンシップ制の実施 H21~2名を受入れ試行
地	○	議会事務局の体制 ・政策立案や法制的な検討、調査等に優れた能力を有する事務局職員の育成や、議会図書館における文献・資料の充実など、議会の担う機能を補佐・支援するための体制の整備・強化が図られるべき。	○情報収集・提供の充実と活用 ・政策形成のための参考資料の提供 他県議会が行った全国調査結果や全国都道府県議会議長会から提供された資料を本県議会議員からの依頼調査結果と合わせて資料目録を作成し、毎月、全議員に配付。 ・自主調査レポート等の作成 時の政策課題等をテーマに職員が自主調査を行い、レポートを全議員に参考に配付。
市	○	議会事務局の位置付けの明確化と議会事務局体制の強化 ・議会事務局の体制の充実強化を図る	・議会図書室の機能強化 ーレファレンスサービスの向上 ー図書室の県民及び執行機関への開放 ー閉館時間の延長(午後6時まで) ー貸出・蔵書にバーコード管理を導入 ー三重県図書館情報ネットワークを利用した三重県立図書館からの蔵書の借受け 等 ・調査活動へのパソコン利用等 議員の調査活動を強化するため、平成11年に全議員にパソコンを配付。 ○その他 ・本会議録の調製 会議録の調製、配付の時期の遅延対策として、一般質問等の記録を会議録を調製するまでの間、議会ホームページに暫定版として掲載。 ・本会議録を冊子に加えCDでも配付 等

6. その他

(1) 議会の自主性・自立性の確保

		全国での議会改革議論の概要	三重県における議会改革の現状(法改正の状況)
フ	○	自ら運営できる議会 議長による定例会・臨時会の招集権の確立、議会予算の編成・執行	会期の見直し 定例会の招集回数を年2回とし、年間総会期日数を240日程度に増加したことにより、議長による柔軟な議会開催が可能。
県	○	議長に議会費予算執行権を付与すること 職務執行命令権者(議長)と予算執行権者(知事)を一致させるため、議長に議会費の予算執行権を付与	
県	○	議長に議会棟管理権を付与すること 議会棟内における秩序維持の一元化を図るため、議長へ議会棟管理権を付与	
県	○	議長の議場秩序維持権を強化するため議長に懲罰発議権を付与すること 議長の議事整理権、秩序維持権の実効性を上げるため、議員が懲罰動議を提出する以前に、議長が職権で懲罰発議できるようにする	
市	○	議事運営における議長の中立公平性を保持するためにも、議長は常任委員会に所属することができないようにすること。	
フ	○	議長の在任期間の保障	議長任期の見直し
市	○	議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する地位にあるので、議会の権威を高めるためにも4年間在任すべきである。	平成21年5月以降の議長の在任期間を2年間とすることで申し合わせ

(2) 議員の身分・立候補・定数（その1）

		全国での議会改革議論の概要	三重県における議会改革の現状(法改正の状況)
県	○	<p>地方自治法第 203 条から「議会の議員」を削除し、新たに「公選職」にかかる条項を設けるとともに、議会の議員に対する「報酬」を「歳費」に改めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議案や委員会の調査事件に関する調査活動等については公務と解する ・都道府県議会議員の職は専門化しており、実態にふさわしい位置付けが必要 ・期待される役割を十分に果たせるよう議員身分を自治法上「公選職」と明確化 ・国会議員の職務遂行の対価と同様に「報酬」から「歳費」に改正 ・公選職の職務遂行にかかる公務災害のあり方について検討が必要 	
県	△	<p>議員定数 …議会の審議能力、住民意思の適正な反映を確保することを基本とすべきであり、議会・議員の活動の実態やそれへの対価のあり方と関連付けて、各自治体・議会が条例で自主的に定めることが適当であり、法律で一律に上限を規定すべきではない。</p>	<p>○選挙区調査特別委員会の設置(平成 17 年) 市町村合併後の状況を踏まえ、選挙区及び議員定数について必要な見直しを行った。</p>
地	○	<p>議員定数 …議会制度の自由度を高めるため、議員定数の決定は、各団体の自主的な判断に完全に委ねることとし、法定上限を撤廃すべき。</p>	<p>○議員定数等検討会議の設置(平成 21 年) 次の一般選挙における県議会議員選挙の議員定数及び選挙区の在り方に関し協議・調整を行う。</p>
地	△	<p>議事定足数 …議事定足数（議員定数の半数以上）について、緩和又は撤廃すべきとの意見もあるが、一方で、議会は本来できるだけ多くの議員が出席して、十分な議論がなされることが期待されとの意見もあり、引き続き議論が必要。</p>	
県	△	<p>都道府県議会議員の定数配分 人口規模が大きく権限が移行されている大都市地域を抱えている都道府県議会では、人口密度の低い地域を代表する議会議員の役割が十分とは言えないという指摘もあるが、憲法が要請している一票の平等性などもあり、慎重な検討を要する。</p>	
県	△	<p>比例代表制 …中核市等の権限が拡大しているのに人口比例原則に基づき一定の定数が配分されていることに対して、むしろ比例代表制の導入を検討すべきという意見もあるが、全体としては消極的な意見が出された。</p>	
地	○	<p>議員の役割 ・議員の役割は、議会における審議・討論を通じて住民の意見を適切な形で行政の運営に反映させることであり、個別の利益の実現を図るため、行政に不当に介入し、その公正な執行を歪めるような議員の活動は、厳に慎むべきではないか。</p>	<p>○三重県議会議員の政治倫理に関する条例(H18) ○一定の公職にある者等からの要望等に関する取扱要領(H18) 三重県議会議員の政治倫理に関する条例に対応し、その実効性の担保等を図るため、執行部側で設けられた。</p>

(2) 議員の身分・立候補・定数（その2）

		全国での議会改革議論の概要	三重県における議会改革の現状(法改正の状況)
県	△	<p>地方議会議員の立候補の自由化・拡大</p> <p>多様な住民意思を反映させるためには、女性や給与生活者など多様な住民が議員に選出されることも必要。</p>	
地	△	<p>勤労者や主婦等の立候補や議員活動を容易にするための環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限られた会期に集中して審議するような議会の開催のあり方は、勤労者等が議員として活動することの妨げとなっていないか。幅広い層が議員活動ができるようにし、また、傍聴の機会を広げるため、夜間・休日議会を積極的に開催するように工夫すべきではないか。 ・勤労者、女性、公務員等多様な人材が議員として活動できるようにするためには、立候補に伴う休暇を保障する制度や、議員活動を行うための休職・復職等の制度を導入することが考えられないか。そのためには、地方議会の議員の活動を社会全体で支えるという意識の醸成が必要であり、企業の側も一定の協力をしていくことが望まれるという社会的合意が形成していくよう努めていくべきではないか。 ・公務員が地方議会の議員として活動することについては、特に、①公務員の立候補制限を緩和できないか、また、②地方公務員の場合、当該地方公共団体以外の団体の議会の議員との兼職制限を緩和できないか、そのことについて社会的な理解を得ることにも配慮しつつ、公務員の職務の公正な執行や職務専念義務等との関係について、引き続き議論を進めていくべきではないか。 ・また、住民についても、地方議会について、議員活動をしていくような意欲を持てるよう、政治参画の意識を喚起していくよう努めていくことは考えられないか。 ・女性の議員をさらに増やすための方策について、運用面を含め、考えていくべきではないか。 	
市	○	<p>議員の兼職禁止規定を見直し、地方公務員が議員となることを可能にするには、多くの解決が必要であり、早急に結論を導く問題ではない。</p>	
市	△	<p>サラリーマンや女性の地方議会への参加を促進することについては、合理的な理由、目的はどのようなものかがよく検討されなければならない、慎重な議論が必要。</p>	
地	△	<p>議員の位置付け</p> <p>議員の位置付けやその職責・職務を法制化すべきとの意見があるが、これに伴う法的効果等を勘案しつつ、引き続き検討する必要がある。</p>	

(3) その他

		全国での議会改革議論の概要	三重県における議会改革の現状(法改正の状況)
フ	○	<p>政務調査費 1円以上の支出について領収書を添付、政務調査費で視察した場合の視察報告書の提出義務化</p>	<p>○三重県政務調査費の交付に関する条例を一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支報告書に全ての領収書等を添付することを義務付け ・県外で宿泊を伴う調査については、調査報告書を作成・提出 ・海外調査については、事前に調査計画書を提出し、帰国後は調査報告書を作成・提出
県	○	<p>議長が自治体を代表して遂行する訴訟について、指定代理人の制度を整備すること。 (議長の訴訟遂行に当たっての事務委任規定を首長の場合と同様に自治法に規定)</p>	
県	△	<p>会派・政党の位置付け 住民代表機能を果たす上で担う役割の重要性を認識し、その議会内における会派活動は公的な活動として捉える必要があり、会派の定義やその権限及び責務等を条例上明確にするなど制度化を図るべき。また、政策集団としてその活性化を図るべく、会派内における議論や調査活動をさらに積極的に展開し、できる限りその活動内容を公開していく必要がある。</p>	
地	○	<p>住民訴訟と議会の議決による権利放棄 自治法第242条の2第1項第4号の住民訴訟の係属中は、当該訴訟で紛争の対象となっている損害賠償又は不当利益返還の請求権の放棄を制限するような措置を講じるべき。</p>	
			<p>○議会改革推進会議の設置 (平成15年) 全議員参加により、県議会の在り方について調査研究を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会改革の特区提案(平成16年10月) ・全国自治体議会改革シンポジウムの開催(平成17年～計5回) ・県民ミーティング(平成17年に計3回) ・会期に関する検討プロジェクト会議(平成19年6月) ・議長等任期に関する検討プロジェクト会議(平成20年6月) ・自治体議会交流連携会議(平成20年8月) ・議員研修・勉強会(平成19、20年) <p>*基本条例22条による設置だが、自治法100条の「協議等の場」にはなっていない。</p>